

平成28年度税制改正

平成28年4月28日

Kunoh Accounting Office

久納公認会計士事務所

☆ 当事務所の連休中の営業は、カレンダー通りの営業となっておりますので、よろしくお願いたします。

平成28年3月29日に平成28年度税制改正法案が成立しました。内容は昨年12月に発表された税制改正大綱と比べて特に変更はなく、中小企業にとってはあまり影響のない改正が多いという印象です。大きな改正点としては消費税の軽減税率制度の導入がありますが、景気が必ずしも良くないのに加え、熊本地震が起きた今では、税率の引き上げが難しいというのが大方の予想です。

今回は1月のFAXニュースでは紹介できなかった細かい内容についても紹介させていただきます。

1. 法人税関係

(1) 法人税率の引下げ

昨年に引き続き引き下げとなりました。現行の法人税率23.9%が、平成28年4月1日から平成30年3月31日の間に開始する事業年度については23.4%に、平成30年4月1日以後に開始する事業年度については23.2%に引き下げられます。

中小企業については、以前から課税所得800万円までは15%の特別税率が適用されていますが、特別税率については改正がないため恩恵は少ないと思われます。

(2) 地方創生応援税制の創設

これまで地方公共団体に対する寄付金は全額経費算入が認められていましたが、地方公共団体が行う一定の地方創生事業に対して寄付を行った場合には、法人住民税から寄付額の20%、法人事業税から寄付額の10%を税額控除することができます。法人が行うふるさと納税のような制度です。

ただし、個人のふるさと納税では寄付した際の特典が話題になっておりますが、企業版では企業と地方公共団体の癒着が指摘されており、特典や特産品を与えない場合があります。また特典や特産品を受け取ると法人税法上は受贈益となります。控除額も個人のふるさと納税と比べると少なく、個人的にはあまり使いやすい制度ではないように思います。

(3) 生産性向上設備投資促進税制の見直し

①平成28年4月1日以後に取得した資産

特別償却についてはこれまで即時償却が認められていましたが、取得価額の50%（建物・構築物は25%）の特別償却となります。税額控除については、限度額が対象設備の取得価額の5%から4%（建物・構築物は2%）に引き下げられます。

ただし中小企業の場合、機械装置については、中小企業投資促進税制の上乗せ措置が平成29年3月まで継続適用できるため、全額の即時償却または10%（建物・構築物は7%）の税額控除の適用が可能です。

②平成29年4月1日以後に取得した資産

制度自体が廃止されるため、特別償却、税額控除の適用を受けられなくなります。

(4) 環境関連投資促進税制の見直し

適用期限は2年間延長されて平成30年3月31日までとなりましたが、対象資産から売電用の太陽光発電設備が除外されました。ただし、平成28年4月1日から平成29年3月31日までに取得し事業の用に供した場合には、生産性向上設備投資促進税制の規定により取得価額の50%の特別償却または取得価額の4%の税額控除の適用を受けられる可能性があります。

(5) 雇用促進税制の見直し

現在は正社員、非正規社員を問わず雇用者(雇用保険一般被保険者)数が5人以上(中小企業は2人以上)かつ10%以上増加した場合、増加数1人あたり40万円の税額控除が受けられますが、対象となる雇用者が正社員に限定されます。また対象地域も有効求人倍率が全国平均の3分の2以下である雇用環境の悪い地域に限定されます。平成28年4月1日以後開始事業年度より適用開始となります。

2. 軽減税率制度の導入

平成29年4月1日から予定されている消費税率の引き上げと同時に導入される予定です。酒類と外食を除く飲食料品、新聞の定期購読料については8%の軽減税率が適用されます。また平成33年4月からは適格請求書等保存方式(インボイス制度)の導入も予定されています。品目ごとに適用される税率、税率別の消費税額の合計などの記載が求められるようになると思われます。しかし税率の引き上げが延期された場合は、それに伴い軽減税率制度の導入も延期になる見込みです。

3. 所得税関係

(1) 通勤手当の非課税限度額の引き上げ

公共交通機関を利用している方については、非課税限度額の上限額が10万円から15万円に引き上げられました。平成28年1月1日以後に支払われるべき通勤手当について適用されます。

平成28年1月1日以後既に支払った通勤手当について改正前の非課税規定を適用している場合は、年末調整時に改正後の非課税規定を適用したものと再計算することになります。

(2) スイッチOTC薬控除の創設

平成29年1月1日からスイッチOTC薬を年間12,000円以上購入した場合、その費用から12,000円を差し引いた金額(上限88,000円)が所得控除の対象となります。スイッチOTC薬とは、これまで医師の判断でしか使用できなかった医薬品のうち薬局で買えるようになったものことです。

ただし、医療費控除と併用することができず、いずれかを選択適用することになります。医療費控除は原則として年間の医療費が10万円を超えないと控除を受けることができませんので、病院にはあまり行かず市販薬を使うことが多い方は、この制度を使えば控除を受けられる可能性があります。

4. 平成28年から適用開始となる規定

ここからは昨年度以前の税制改正に盛り込まれた内容のうち平成28年から適用開始となるものをご紹介します。

(1) NISA(少額投資非課税制度)の拡充

平成28年から非課税枠が年100万円から年120万円に増額されました。また、これまでNISA口座の保有資格がなかった0~19歳の未成年者を対象とした「子ども版NISA」も開設できるようになりました。非課税枠は年80万円(通算で400万円)ですが、使い次第では家族全体の非課税枠を大きく増やすことができます。例えば子供が2人いる夫婦の場合、平成27年までは夫婦2人で200万円ですが、平成28年からは400万円(夫婦2人で240万円+子供2人で160万円)になります。

ただし、お子様が18歳になるまでは引き出すことができず、途中で引き出すと利益に対して所得税が課税される点は注意が必要です。贈与税については年110万円の基礎控除の範囲内であるため基本的に贈与税は課税されませんが、他の資産を贈与する場合はその額が30万円を超えると課税される点に注意が必要です。

(2) 給与所得控除額の縮小

これまでも年間の給与収入が1,500万円以上の場合は給与所得控除額が245万円という上限がありました。平成28年から引き下げられます。年間の給与収入が1,200万円以上の場合は給与所得控除額の上限が230万円となり、給与収入が1,200万円を超える方にとっては増税となります。平成29年からはさらに引き下げられ、年間の給与収入が1,000万円以上の場合は給与所得控除額の上限が220万円となります。

以上